

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

1審原告 松田正 外184名

1審被告 関西電力株式会社

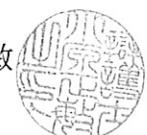
証拠説明書

(乙269~274号証)

平成29年11月6日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



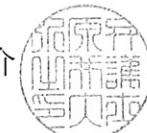
弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 畑 井 雅



弁護士 坂 井 俊



弁護士 山 内 喜



弁護士 谷 健 太



弁護士 中 室



号証	標　目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立　証　趣　旨
乙269	原子力発電所の火山影響評価ガイド	写し	H25. 6. 19	原子力規制委員会	原子力規制委員会が原子力発電所への火山の影響を評価するための方法等を取りまとめていること及びその内容。
乙270	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部改正及びそれらの意見募集等について（案）－火山影響等発生時の体制整備等に係る措置－	写し	H29. 9. 20	原子力規制庁	気中降下火砕物濃度の設定等に関する規則等の改正案の内容及び同改正案は、原子力発電所の安全性に与える影響、事業者及び規制当局の評価・確認等に要する期間を踏まえ、経過措置として施行から約1年後までは適用しないとされていること。
乙271	平成29年度原子力規制委員会第38回会議議事録（平成29年9月20日（水））	写し	－	原子力規制委員会	平成29年度第38回原子力規制委員会において、気中降下火砕物濃度の設定等に関する規則等の改正案が了承されていること及び更田委員長代理から「たとえ火山灰の影響によって動的機器が機能を失って動力が失われても、何日間といったオーダーないしは10日を上回るような程度で冷却が可能であることは確認をしていて」等の発言があり、本件発電所の安全性が確認されていること。
乙272	意見書	原本	H29. 10. 30	三菱重工業株式会社 原子力事業部 関西支社 原子力担当部長 山崎厚志	非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタの上流側に、別のカートリッジ型フィルタを設置することにより、1審原告らが指摘する約1.5g/m ³ の濃度で気中降下火砕物を全量吸い込んで、これがすべてフィルタに捕集されたとしても、非常用ディーゼル発電機の機能を維持できること及び平成29年9月20日に上記カートリッジ型フィルタの設置工事が完了していること。

乙273	新たな規制基準のいわゆるバックフィットの運用に関する基本的考え方（案）	写し	H27. 11. 13	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、新たな規制基準を既存の施設等に適用する場合には、当該規制基準の新設・変更の安全上の重要性、被規制者が対応するために必要な期間等を総合的に判断して、施行日、経過措置等を決定していること。
乙274	平成27年度原子力規制委員会第40回会議議事録（平成27年11月13日（金））	写し	—	原子力規制委員会	平成27年度第40回原子力規制委員会において、乙第273号証が了承されていること。